

平成31年度玄海町における障害者就労施設等からの 物品等の調達を推進を図るための方針

平成31年4月1日策定

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、玄海町における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達目標

障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品等の調達については、前年度の実績を上回ることを目標とする。

3 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

玄海町においては、障害者就労施設等からの物品等の調達について、次の通り取り組む。

(1) 調達の対象品目

町が調達する物品のうち、障害者就労施設等が受注することが可能なものとする。

(2) 調達方針の適用範囲

調達方針は、玄海町に属するすべての組織に適用する。

(3) 随意契約の活用等

物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号又は地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第3号を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

(4) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

障害者就労施設等で提供可能な物品等について情報を収集し、各部署に情報提供することにより、できる限り多くの部署で障害者就労施設等からの物品等の調達の推進が図られるよう努める。

4 調達方針及び調達実績の公表

(1) 調達方針を策定した時は、法第9条第3項に基づき、町のホームページ等により、速やかに公表する。

(2) 調達実績については、事業年度の終了後にとりまとめ、法第9条第5項に基づき、町のホームページ等により、その概要を速やかに公表する。